

## 「消えた年金記録」発覚から丸2年、解決していない！

平成19年2月14日、誰のものか分からない年金記録が5000万件もあるという衝撃的な事実が明らかになった。政府・与党はH19年の参院選挙において「今後1年で全面解決」と訴えたが、その公約は反故にされ、その後、年金記録問題は遅々として進まず、未だ解決の目途は立っていない。

### ■ 年金記録問題の3つの柱 ■

多くの問題が続出している年金記録問題だが、以下の3つに整理できる。

#### （1）記録はあるが、持ち主が分からない。 ⇒ 「5000万件の未統合記録」

〔概要〕 元々国民年金と厚生年金とは別番号で管理され、一人で複数の番号を持つ場合があった。基礎年金番号の導入により「一人一番号」とし、古い記録を基礎年金番号に結び付けたが、結び付けられていない記録が5000万件も存在することが明らかになった。

〔対策〕 記録の持ち主と思われる方に「ねんきん特別便」（名寄せ便）を送付。

#### （2）記録がない。 ⇒ 完全に「消えた年金記録」

〔概要〕 かつて国民年金の保険料は、各市町村の窓口や集金員を通じて納付したが、それが社会保険庁に正しく伝送されず、納付記録がないという事例がある。またオンライン化の際の紙台帳からの入力漏れや、厚生年金の会社の届出ミス、社保庁側の事務処理ミスなど、様々な理由によって記録が消えている。

〔対策〕 ①全員に「ねんきん特別便」（全員便）を送付。

②納付の証拠がない方については、年金記録確認第三者委員会で審議し、申立てが認められれば記録が訂正される。

#### （3）記録はあるが、事実と異なる。 ⇒ 改ざんが疑われる「消された年金記録」

〔概要〕 厚生年金に加入する会社が保険料を納められなくなった際に、不適正に軽減する処理が行われ、その結果、従業員が知らないうちに年金額が少なくされるという問題。社会保険庁が記録改ざんに関与したとの証言もある。

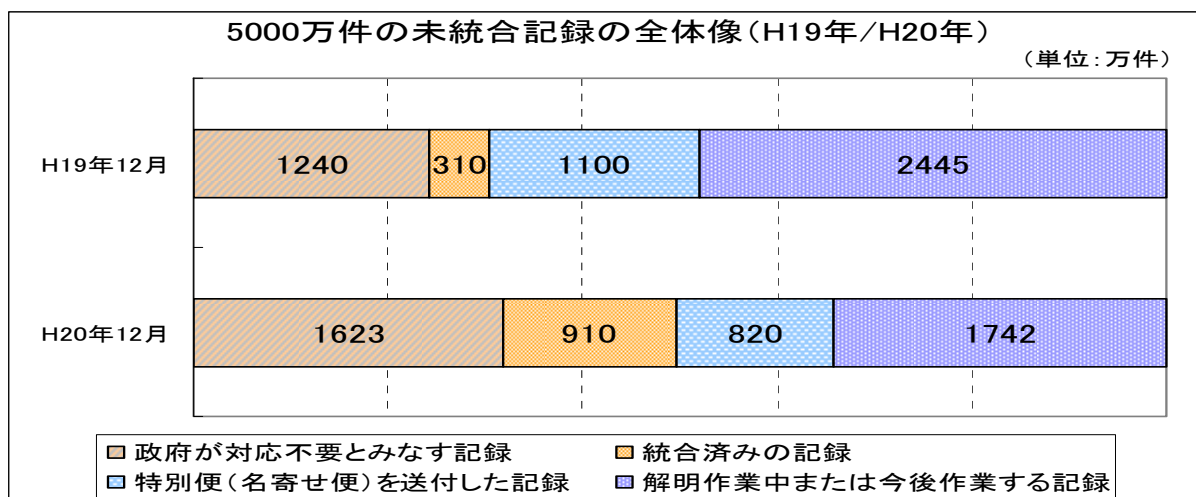
〔対応〕 ①一定の条件で抽出した受給者2万人を戸別訪問して記録を確認中。

②H21年度から「ねんきん定期便」を送り、保険料を確認してもらう。

以上を踏まえ、以下では「5000万件の未統合記録」「ねんきん特別便」「年金記録第三者委員会」「消された年金問題」「その他の取組み」の5つの項目について、現状と課題を述べる。

## ■ 5000 万件の未統合記録 ■

政府は当初 5000 万件の未統合記録は「亡くなった方の記録」と説明していた。しかし、H19 年 12 月に全容が明らかになると、実は「死亡した方の記録」など「対応不要」とされた記録は 1240 万件で、持ち主が判明して統合された記録は 310 万件、統合される可能性のある記録は 1100 万件で、現在の受給者・加入者の記録漏れが非常に多いということが分かった。



社会保険庁提出資料より民主党政策調査会作成

### <課題>

政府は、H19 年 12 月から「ねんきん特別便」を送付するなどの対策を講じたが、昨年 12 月までに統合できた記録は 910 万件（このうち「特別便(名寄せ便)」が送付されて統合できた記録は 352 万件) に留まっている。多くの記録は未だ作業の途中であり、統合を終える目途は立っていない。

### 【5000 万件の統合のために、現在行われている対策】

- (1) ねんきん特別便の送付（後述）
- (2) 特定の対象者への「お知らせ」の送付

	送付件数	回答件数
①住基ネット調査により給付に結びつく（受給資格を満たす加入期間）記録があると思われる方	2.5 万人 (H20.6~7月)	1.1 万人 (H20.12月)
②漢字カナ変換記録 154 万件を補正後、基礎年金番号と突合できた方	17.6 万人 (H20.7~9月)	9 万人 (H20.12月)
③婚姻等により氏名変更した方で、未統合記録の持ち主と思われる方	約 150 万人 (H20.12月~)	
④年金手帳記号番号払出簿による確認作業後、基礎年金番号と突合できた方	(H21.3月~)	

## ■ 「ねんきん特別便」 ■

民主党は、5000 万件の未統合記録が発覚した際「ただちに全員に記録を送付して確認してもらいたい」と主張したが、政府は 5000 万件の名寄せ作業をした後の H19 年 12 月から「ねんきん特別便」を送付した。

### 【「ねんきん特別便」には 2 種類ある】

5000 万件の持ち主の可能性が高い方（名寄せ便）：	1,030 万人
それ以外の方（全員便）	： 9,843 万人

### <課題 1> 「ねんきん特別便」の効果の検証

「特別便」の送付後の状況については、回答状況が公表されているだけで、実際に「記録が訂正された方の人数」は明らかにされていない。今後の対応を検討する上で、効果の検証は必要である。

### 【「ねんきん特別便」の回答状況（H20 年 12 月 26 日現在）】

「訂正あり」と回答した方	：	991 万人	（9%）
〔うち、名寄せ便の方	：	421 万人	（名寄せ便の 41%）〕
「訂正なし」と回答した方	：	5,892 万人	（54%）
未回答の方	：	3,692 万人	（34%）
未到達の方	：	298 万人	（3%）

### <課題 2> 「ねんきん特別便」の問題

#### （1）「特別便」に「訂正あり」と回答した受給者の方

- ・記録の訂正は社会保険事務所で行うが、記録漏れなどがすぐに見つかるとは限らず、調査に数ヶ月かかる場合もある。
- ・記録訂正後、正しい年金額を受給するためには、社会保険業務センター（東京都）で再裁定処理を行わなければならないが、昨年 12 月末には約 80 万件が未処理となっており、現在、年金額の支払いまで概ね 1 年程度かかっている。

#### （2）「特別便」に「訂正なし」と回答した受給者の方

- ・「訂正なし」と回答した方の中にも 5000 万件の記録の持ち主と思われる方が含まれ、現在この方々を対象に照会を行っている。昨年 12 月までに照会した 30 万人のうち 24 万人（約 8 割）が記録の持ち主であった。

#### （3）「特別便」に回答をしていない／回答できない方

- ・「特別便」に未回答・未到達の方についても早急な確認・対応が必要である。また、無年金の方には「特別便」が送られていない場合があるが、こうした方ほど記録漏れの可能性もあり、効果的な対応を検討しなければならない。

## ■ 年金記録確認第三者委員会 ■

保険料を納めたにもかかわらず、社会保険庁に納めた記録がない方への補償のために、政府はH19年6月、総務省に「年金記録確認第三者委員会」を設置した。設置以来の申立件数は約10万件にのぼる。

### 【第三者委員会への申立件数（H19年6月～H20年2月25日）】

申立件数： 92,470件

上記のうち、H19年度中の受付件数： 50,752件

### <課題1> 審議の迅速化

申立事案のうち約6割が結論を得ているが、その大部分はH19年度中に申立を受付けた事案である。つまり、H20年度中の申立事案の多くは来年度審議されることとなり、申立から審議終了まで1年以上かかることになる。

### 【申立事案の処理状況（H19年6月～H20年2月25日）】

処理件数： 55,418件（申立事案の60%）

うち、H19年度受付事案： 48,554件（処理件数の約9割）

### <課題2> 申立人が納得できる結論

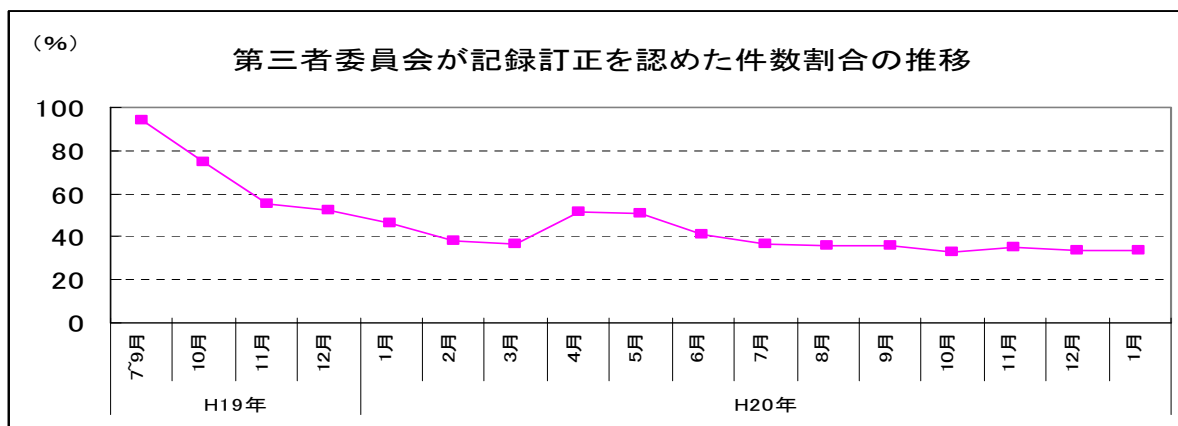
審議の迅速化が望まれる一方で、十分な審議が行われないまま物証の有無によって性急に「訂正不要」とされる事案が増えている。第三者委員会の「申立人の立場を十分に汲み取る」という当初の基本方針に立ち返り、委員会のヒト・モノ・カネを増強すべきである。

### 【結論を得た事案の内訳（H21年2月25日現在）】

記録の訂正を認めた件数： 20,357件（37%）

訂正不要と判断した件数： 30,705件（55%）

その他（申立取下げ、社保庁段階で処理）： 4,356件（8%）



## ■ 「消された年金」問題 ■

民主党の部門会議において、事業主の方、従業員の方、元社会保険事務所職員の方から証言を得たことにより、社会保険庁の職員の指南・関与によって年金記録が改ざんされるという「消された年金」問題が発覚した。

政府は昨年9月に標準報酬月額の改ざんが疑われる記録としてオンラインの記録から6.9万件（延べ144万件）を抽出した。

### 【記録の抽出条件と各条件に該当する件数】

- 条件① 標準報酬月額の引下げ処理と同日か翌日に資格喪失処理が行われた。（15.6万件）
  - 条件② 5等級以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。（75万件）
  - 条件③ 6ヶ月以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。（53.3万件）
- ⇒ 政府は条件①～③の全てに該当する6.9万件を「改ざんが疑われる記録」とした。

政府は6.9万件のうち、受給者2万人については戸別訪問を実施し、優先的に被害を補償するとした。

### 【戸別訪問調査の実施状況（～H20年11月23日）】

「当時の事実と記録が一致している（記録に誤りない）」	:	2,570件（33%）
「当時の事実と記録が異なっている（記録に誤りあり）」	:	4,249件（55%）
不明	:	971件（12%）

### <課題1> 政府の調査結果は氷山の一角

- ・ 政府は延べ144万件のうち、3条件の全てに該当する6.9万件だけを「改ざんが疑われる」としているが、1～2条件に該当する記録が「改ざんではない」とは言い切れない。この抽出調査でも被害はさらに広範にあると考えられる。
- ・ 「6.9万件」は標準報酬月額の引き下げを対象としているが、厚生年金記録の改ざん手法には、加入者の加入期間を短縮する「偽装脱退」や「偽装全喪」がある。6.9万件にはこのような改ざんは含まれていない。
- ・ そもそもこの調査では、オンライン化される前の記録は対象とされていない。

### <課題2> 「戸別訪問＝被害補償」ではない

- ・ 戸別訪問の対象となる受給者2万人は、戸別訪問によって記録の訂正が行われるわけではない。当時の給与明細や雇用保険の記録など証拠書類がなければ第三者委員会で判断されることになり、「優先的な補償」ではない。

### <課題3> 改ざんに関与した職員の調査・処分

- ・ 戸別訪問によって月額引き下げについて職員の関与があったとの証言が得られているが、それについて調査や処分が行われていない。

## ■ その他の取組み ■

年金記録の適正化のために、以下の取組みが行われている（H21 年度実施予定を含む）。

### 1. 記録の突合

○国民年金特殊台帳（3304 万件）の突合

突合作業済み件数： 1,226 万件（37%）（H20 年 10 月 3 日現在）

〔このうち年金額に影響のある記録は 2,793 件で、平均増額は 14,800 円／年〕

○厚生年金基金等と社会保険庁との記録の突合

H21 年 3 月から実施

○コンピュータ記録と紙台帳の突合

H21 年度は「電子画像データ検索システム」の構築、H22 年度から実施

### 2. 特定の対象者への「お知らせ」の通知

○厚生年金旧台帳（「1430 万件」「36 万件」）の記録の持ち主と思われる方

送付対象： 68 万件（H20 年 5 月）

回答あり： 57 万件（H20 年 12 月）※回答を得た後、記録を確認する。

### 3. H21 年度に送付が予定されている通知

○全ての加入者の誕生月に「ねんきん定期便」を送付（H21 年 4 月～）

○受給者には標準報酬についての「お知らせ」を送付（H21 年度中）

いずれも、加入者・受給者の方に厚生年金の報酬月額を確認してもらうもの。

## ■ 未だ明らかにされていない「消えた年金」「消された年金」 ■

○ 国民年金の「特例納付保険料」の納付記録が消えている件数

○ 厚生年金の「脱退手当金」（共済年金の「脱退一時金」）について、ご本人が受給していないにもかかわらず、記録上は受給したとされる（社会保険庁の事務処理ミスや別人による「なりすまし受給」等）記録の件数

○ 記録漏れによって無年金とされている方の人数

○ 厚生年金の「偽装脱退」「偽装全喪」が行われた件数

○ 記録の確認のための「特別便」（全員便）でも既に 500 万人以上が「訂正あり」と回答していることから、統合済みの記録の漏れ・誤りの実態把握